

## SAMURAI CITY 商標使用に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、別表に掲げる SAMURAI CITY 商標(以下「商標」という。)を同表に掲げる区分で使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (商標に関する権限)

第2条 商標に関する一切の権限は会津若松市に属する。

### (使用の承認)

第3条 商標を使用しようとする者は、あらかじめ会津若松市長(以下「市長」とい。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) その他使用承認の手続きを必要としないと市長が認める場合

2 市長は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。

### (使用の申込)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、SAMURAI CITY 商標使用承認申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書等、商標の使用内容がわかるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (使用承認の基準)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、商標の使用を承認するときは、SAMURAI CITY 商標使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

2 商標の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はこれを承認しない。

- (1) 会津若松市及び SAMURAI CITY のイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (5) 事業所等が自己のシンボルマークとして使用するおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)

第2条に規定に抵触する場合

- (8) 消費者金融又は高利貸しにかかる場合
- (9) その他承認することを市長が不相当と認めた場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、市長は一切の責任を負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 商標を使用する者(以下「商標使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること
- (2) 商標の一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。  
ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 当該使用に係る物件の完成見本又はこれに準ずるものを速やかに市長に提出すること。

(承認内容の変更等)

第7条 商標使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめSAMURAI CITY 商標使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときには、SAMURAI CITY 商標使用変更承認書(様式第4号)を交付し、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) 商標使用者がこの要綱に違反したとき
- (2) 商標使用者が使用承認に付した条件に違反したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) その他、商標の使用継続が不相当であると認められたとき

2 前項の承認取消しは、SAMURAI CITY 商標使用承認取消書(第5号様式)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された使用者は、商標を使用してはならない。

4 市長は、商標使用者に商標の使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(経費等の負担)

第9条 会津若松市は、本要綱により商標使用の承認を行った事業に対し、その事業に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 会津若松市は、商標使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(使用許可の期限)

第11条 本件商標の使用期限は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用する時は、改めて許可を受けなければならない。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、商標使用に関し必要な事項は、市長が定める

附則 この要綱は、平成22年2月18日から施行する。

別表(第1条関係)

商標登録番号 登録第5293599号

登録日 平成22年1月15日

商標 SAMURAI CITY

商品及び役務の区分 第39類 観光地・観光施設に関する旅行情報の提供、鉄道輸送に関する情報の提供、車両輸送に関する情報の提供、道路情報の提供、駐車場の提供、駐車場の管理、自転車の貸与

商標権者 会津若松市